

オランダからの家きん卵の輸入停止措置について

平成24年8月13日

今般、オランダの採卵鶏農場において低病原性鳥インフルエンザ（H7亜型）の発生が確認されたことから、本日、同国からの家きん卵の輸入が停止されました。

なお、家きん及び家きん肉については、輸入条件の協議が行われていることから、従前より、輸入が停止されています。

24 消安第 2565 号
平成 24 年 8 月 13 日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

オランダからの家きん卵の輸入停止措置について

本日、オランダの採卵鶏農場(1戸)において低病原性鳥インフルエンザ(H7亜型)の発生が確認された旨、駐日オランダ大使館から通報があった。本疾病の我が国への侵入防止に万全を期するため、オランダから日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の取扱いについては、オランダにおける同病の清浄性が確認されるまでの間、下記のとおりとするので、動物検疫に当たって的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置の対象品目

家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

3 なお、家きん及び家きん肉については、現在、輸入条件の協議を行っているところであり、既に輸入停止措置を講じているところである。